



## 大雪対応に係る検討結果報告書

平成26年11月25日 相模原市



# はじめに

---

## 本報告書の考え方

本報告書「大雪対応に係る検討結果報告書」は、本市に大きな影響を与えた、平成26年2月14・15日の大雪対応に係る検証を進めるため、庁内で検討して取りまとめ、同年6月11日に作成した「平成26年2月14・15日の降雪を踏まえた取り組むべき課題に関する報告書」(以下「6月報告書」という。)に基づき作成したものです。6月報告書では、降積雪特有の課題を7つの項目に整理するとともに、項目ごとに取り組むべき28の課題を明らかにし、対応方針をまとめましたが、本報告書では、この課題に対する具体的な対応策に係る検討結果を取りまとめました。

なお、検討に当たっては、これまでの災害経験から明らかであるとおり、災害発生時には行政機関による「公助」だけでは限界があることから、「公助」の取組はもとより、自らの身は自らで守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の視点を踏まえた考え方に基づき、具体的な対応策に係る検討結果を取りまとめました。

平成26年2月の大雪における被害状況等【概要（6月報告書より抜粋）】

【降雪の状況】 2月14日（金）午前5時30分～2月15日（土）午前5時

| 区   | 観測場所   | 最高値           |
|-----|--------|---------------|
| 緑区  | 津久井消防署 | 64cm（15日6時）   |
|     | 藤野分署   | 100cm（15日14時） |
|     | 鳥屋出張所  | 85cm（15日6時）   |
|     | 青根出張所  | 104cm（15日6時）  |
| 中央区 | 消防本部   | 56cm（15日4時）   |
| 南区  | 南消防署   | 23cm（15日2時）   |

【交通規制の状況】

| 路線名          | 区間等                   | 規制期間                      |
|--------------|-----------------------|---------------------------|
| 市道松風都井沢      | パステニスクラブ～梅園           | 2月14日11時00分～<br>27日17時00分 |
| 市道温泉坂        | 城山総合事務所～<br>市道谷津交点    | 2月14日11時00分～<br>18日10時00分 |
| 市道久保沢1号      | 山王神社～県道510号長竹川尻<br>交点 | 2月14日11時00分～<br>25日15時00分 |
| 県道63号(相模原大磯) | 塚場交差点～中ノ原             | 2月14日16時20分～<br>15日10時00分 |
| 県道52号(相模原町田) | 相模原愛川インター入口           | 2月14日16時30分～<br>18日22時00分 |
| 圏央道          | (相模原愛川IC～海老名)         | 2月14日16時30分～<br>18日22時00分 |
| 県道76号(山北藤野)  | 藤野南小～                 | 2月14日21時00分～              |
|              | 国道413号交差点(宮沢新橋)       | 23日12時00分                 |
| 国道413号       | 西野々交差点～両国橋(県境)        | 2月14日22時40分～<br>21日17時00分 |

|                    |                              |   |
|--------------------|------------------------------|---|
| 国道20号              | 八王子市南浅川町～<br>緑区千木良           | 2月14日23時00分～<br>18日23時00分                               |
| 中央道                | 八王子IC～諏訪IC                   | 2月14日23時00分～<br>17日23時00分<br>(相模湖東IC下り出口、<br>20日18時10分) |
| 市道大山氷川<br>(ふれあい立体) | ふれあい立体西交差点(大山町)～<br>小山1丁目交差点 | 2月15日00時50分～<br>16日09時50分                               |
| 県道503号(相模原立川)      | 横山公園前交差点～上溝交差点               | 2月15日00時50分～<br>15日17時00分                               |
| 国道20号              | 緑区与瀬 きのこ茶屋付近                 | 2月15日05時00分～<br>15日06時05分                               |
| 市道磯部相武台            | 新磯橋交差点～新磯橋の坂下付近              | 2月15日09時20分～<br>16日11時55分                               |
| 市道下九沢83号           | 下九沢1705番付近                   | 2月15日10時20分～<br>18日09時34分                               |
| 県道52号              | 麻溝小学校交差点～<br>下当麻交差点          | 2月15日07時10分～<br>15日13時00分                               |
| 県道515号             | 三井～名手(全面通行止め)                | 2月16日19時00分～<br>3月11日17時00分                             |
| 市道藤木沢              | 緑区葉山島～<br>相模野カントリー倶楽部        | 2月19日10時00分～<br>24日17時30分                               |

【主な被害状況等】

(人的被害)

| 人数   | 負傷の程度             |
|------|-------------------|
| 104名 | 軽症60件、中等症41件、重症3名 |

## (建物被害(住家被害))

| 区分   | 棟数  | 内訳     |        |        |
|------|-----|--------|--------|--------|
| 全壊   | 4棟  | 緑区：4棟  | 中央区：-  | 南区：-   |
| 半壊   | -   | 緑区：-   | 中央区：-  | 南区：-   |
| 一部破損 | 62棟 | 緑区：43棟 | 中央区：9棟 | 南区：10棟 |

## (その他の建物被害)

| 区分   | 棟数 | 備考              |
|------|----|-----------------|
| 商業施設 | 1棟 | 一部破損            |
| 工場   | 9棟 | 全壊1棟、半壊1棟、その他7棟 |

## (ライフライン被害)

| 区分 | 概要                       | 場所                           |
|----|--------------------------|------------------------------|
| 停電 | 15日 3:25~3:27 1,475世帯    | 緑区沢井、寸沢嵐、若柳、三ヶ木、青野原の一部       |
| 停電 | 15日 8:45~8:47 1,320世帯    | 緑区小淵、名倉、日連、牧野、吉野、中央区上溝、田名の一部 |
| 停電 | 15日 16:00~17:00 約200世帯   | 緑区牧野                         |
| 停電 | 15日 19:50~22:11 約1,100世帯 | 緑区青根、青野原、青山、牧野、寸沢嵐           |
| 停電 | 16日 4:14~4:17 世帯数不明      | 緑区牧野、日連、名倉、小淵                |
| 停電 | 16日 6:15~22:06 約190世帯    | 緑区牧野                         |
| 停電 | 20日 14:15~15:53 約800世帯   | 緑区青根、牧野                      |

## (その他の被害)

| 区分   | 件数  | 被害内容等              |
|------|-----|--------------------|
| 農業被害 | 80件 | 園芸施設(ビニールハウス等)の破損等 |
| 畜産被害 | 34件 | 畜舎、堆肥舎の破損等         |

## 【鉄道の状況と帰宅困難者の発生状況】

## (鉄道の状況)

| 路線名    | 状況等                            |
|--------|--------------------------------|
| JR 横浜線 | 15日午前2時頃~15日午後2時頃 上下線全線で運転見合わせ |

|         |   |
|---------|---|
| JR 相模線  | 14 日午後 8 時頃～15 日午後 5 時頃 上下線全線で運転見合わせ  |
| JR 中央本線 | 15 日午前 2 時頃～18 日午前 7 時頃 上下線（小淵沢 - 高尾間）<br>で運転見合わせ【17 日午前 7 時頃 高尾～ <sup>しおつ</sup> 四方津運転再開】 |
| 小田急線    | 14 日午後 5 時頃～16 日午前 7 時頃 ロマンスカ-運休  |
| 京王線     | 14 日午後 8 時頃～15 日午前 2 時頃 一部運休  |

（帰宅困難者の発生状況）

| 路線名     | 現在の帰宅困難者数       |
|---------|-----------------|
| JR 中央本線 | 相模湖駅 最大 1 3 5 人 |
|         | 藤野駅 最大 2 8 0 人  |
| JR 横浜線  | 淵野辺駅 最大 6 5 人   |
|         | 橋本駅 最大 3 人      |

【バスの状況】

| 路線名     | 状況等   |
|---------|---|
| 神奈川中央交通 | 15 日早朝～22 日運休 18 日緑区の一部を除き運転再開し、22 日に全線運転再開 |
| 富士急山梨バス | 2 月 15 日～3 月 3 日運休（市内 4 停留所）                |

【市立小中学校の休校】

| 月日           | 休校数   | 学校名  |
|--------------|-------|--|
| 2 月 1 4 日（金） | 5 校   | 【小学校】中野小、津久井中央小、青野原小<br>【中学校】鳥屋中、青野原中  |
| 2 月 1 7 日（月） | 3 8 校 | 【小学校】大沢小、作の口小、陽光台小、大島小、二本松小、宮上小、九沢小、新宿小、夢の丘小、川尻小、湘南小、広陵小、広田小、中野小、根小屋小、串川小、津久井中央小、鳥屋小、青野原小、青根小、桂北小、千木良小、内郷小、藤野北小、藤野小、藤野南小<br>【中学校】大沢中、内出中、相模丘中、中沢中、中野中、串川中、鳥屋中、青野原中、青根中、北相中、内郷中、藤野中 |
| 2 月 1 8 日（火） | 1 8 校 | 【小学校】中野小、根小屋小、串川小、津久井中央小、鳥屋小、青根小、桂北小、千木良小、内郷小、藤野北小、藤野小、藤野南小<br>【中学校】中野中、串川中、鳥屋中、青根中、北相中、藤野中  |

|          |    |                                    |
|----------|----|------------------------------------|
| 2月19日(水) | 5校 | 【小学校】内郷小、藤野北小、藤野小、藤野南小<br>【中学校】藤野中 |
| 2月20日(木) | 4校 | 【小学校】藤野小、藤野北小、藤野南小<br>【中学校】藤野中     |
| 2月21日(金) | 4校 | 【小学校】藤野小、藤野北小、藤野南小<br>【中学校】藤野中     |

【雪崩等による自主避難場所の開設】(2月22日～3月3日 避難者なし)

| 管内           | 場所                           |
|--------------|------------------------------|
| 城山まちづくりセンター  | 城山総合事務所                      |
| 津久井まちづくりセンター | 津久井総合事務所                     |
| 相模湖まちづくりセンター | 相模湖総合事務所                     |
| 藤野まちづくりセンター  | 藤野総合事務所、藤野中央公民館、藤野農村環境改善センター |

【状況写真】

|   |  |
|---|--|
|  |  |
| 緑区青根地内【国道413号】(2月15日)   | 中央区 淵野辺駅(2月15日)  |
|  |  |
| 南区相模大野地内 合同庁舎前交差点(2月14日)  | 緑区青根地内(2月17日)  |

## 検討組織

危機管理責任者会議設置要綱第6条に規定する専門部会（部会長：緊急対策課長）

【検討（会議開催）経過】

第1回専門部会 平成26年6月23日（月）

危機管理責任者会議幹事会 平成26年7月17日（木）

危機管理責任者会議 平成26年7月22日（火）

第2回専門部会 平成26年8月8日（金）

第3回専門部会 平成26年10月9日（木）

第4回専門部会 平成26年10月31日（金）

危機管理責任者会議幹事会 平成26年11月5日（水）

危機管理責任者会議 平成26年11月7日（金）



# 目次

---

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 6月報告書で明らかにした課題と対応方針 | 1  |
| 2 | 課題に対する具体的な対応策の検討結果  | 5  |
|   | 配備体制の見直し            | 5  |
|   | 適時性のある情報発信等         | 12 |
|   | 除雪対策                | 18 |
|   | 公共交通機関等の混乱対応        | 23 |
|   | 孤立するおそれのある地区への対策    | 31 |
|   | 災害時要援護者対策           | 37 |
|   | 被災者等への支援や安全確保に向けた取組 | 39 |
| 3 | まとめ（報告書の取扱いと今後の取組）  | 44 |

## 1 6月報告書で明らかにした課題と対応方針

6月報告書では、2月の大雪対応で問題となった配備体制や情報発信のほか、降積雪特有の課題として7つの項目に整理し、項目ごとに取り組むべき28の課題を、次のとおり抽出しました。

### 配備体制の見直し 3件

迅速な被害情報等の集約に問題があったこと、大雪警報が発表され、かなりの降積雪となった後の職員の参集に時間を要したこと、降積雪の場合、現行の職員の配備体制では、市の対応能力が十分でなかったこと等を踏まえ、配備体制について、以下の事項を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題               |
|-------|------------------------|
| 1 - 1 | 迅速な被害情報等の集約            |
| 1 - 2 | 局地災害（地域性のある（特異）事象）への対応 |
| 1 - 3 | 大雪警報等発表前の配備体制          |

### 適時性のある情報発信等 4件

これまで地震災害や風水害においても市ホームページ等により、市民への情報提供を実施してきましたが、今回は、特に道路の通行規制、鉄道・バスの運行状況、ごみ収集の実施状況など、市民生活に直結する各種情報について、市民から多くの意見等が寄せられたことから、災害時の適時性のある情報発信等について、以下の事項を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題    |
|-------|-------------|
| 2 - 1 | 平常時からの啓発    |
| 2 - 2 | 市民への注意喚起    |
| 2 - 3 | 市民への適切な情報提供 |
| 2 - 4 | 報道機関への情報提供  |

## 除雪対策 5件

多くの市民が、これまでに経験のない降積雪であるとともに、市の要請により除雪作業を行う各業者は、全般的に作業員や重機等機材が不足しており、公助（業者による除雪）による作業だけでは限界がありました。また、この公助による除雪作業は、緊急輸送道路やバス路線も含めた幹線道路を優先的に実施せざるを得ないため、生活道路の除雪については、地域住民による取組が必要不可欠でした。

こうしたことから、地域住民による自助・共助の積極的な取組やボランティアによる除雪など、公助以外の取組の必要性が強く認識されるとともに、孤立するおそれのある地区等での除雪や雪捨て場の確保も新たな課題として明らかになるなど、除雪対策について、以下の事項を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題          |
|-------|-------------------|
| 3 - 1 | 業者による除雪           |
| 3 - 2 | 孤立するおそれのある地区等での除雪 |
| 3 - 3 | 地域住民等による除雪        |
| 3 - 4 | ボランティアによる除雪       |
| 3 - 5 | 雪捨て場の確保           |

## 公共交通機関等の混乱対応 5件

今回の降積雪において、鉄道の運行停止に伴い、地震災害以外（風水害や特殊災害（大雪、事故等））で発生する帰宅困難者の問題が明らかとなったほか、運休したバス路線への対応、公共交通機関に関する市民等への情報提供、JR藤野駅付近の踏切が長時間降りたままとなり、緊急車両や除雪作業に従事する車両の通行等に大きな支障が生じました。また、車両の立ち往生や残雪により交互通行ができない場所が多数発生し、国道20号や129号を中心に市内各所で大規模な交通渋滞が発生したことなどから、公共交通機関等の混乱対応について、以下の事項を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題        |
|-------|-----------------|
| 4 - 1 | 帰宅困難者対策         |
| 4 - 2 | バス路線への対応        |
| 4 - 3 | 市民等への情報提供の手段    |
| 4 - 4 | 降りたままとなった踏切への対応 |
| 4 - 5 | 道路渋滞への対応        |

### 孤立するおそれのある地区への対策 5件

地域防災計画では、地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編に孤立対策を位置付け、津久井地域の中山間部の55か所を「孤立対策推進地区」に指定し、土砂崩落、落橋等による道路の寸断により避難が困難となることが最も懸念される地区として対策を図ってきたところですが、今回、同地域において、降積雪により道路が寸断された場合の様々な対策の必要性が明らかになりました。

特に、除雪作業などにおいては、公助に限界があることから、地域住民による自助・共助の取組が必要であることが認識されたほか、救急・救助事故への対応、孤立するおそれのある地区の状況把握、自衛隊の応援要請など、孤立するおそれのある地区への対策について、以下の事項を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題                |
|-------|-------------------------|
| 5 - 1 | 救急・救助事故への対応             |
| 5 - 2 | 孤立するおそれのある地区の状況把握（情報収集） |
| 5 - 3 | 平常時からの備蓄促進              |
| 5 - 4 | 地域による対応                 |
| 5 - 5 | 応援要請                    |

## 災害時要援護者対策 2件

津久井地域の中山間部を中心に、道路の積雪に伴い病気を抱える市民等が医療機関に行くことができない事態となったことから、難病を抱えた者の安否確認や健康不安を訴える者の支援など、災害時要援護者対策について、以下の点を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題   |
|-------|------------|
| 6 - 1 | 難病患者等への対応  |
| 6 - 2 | 支援要請に対する対応 |

## 被災者等への支援や安全確保に向けた取組 4件

津久井地域において、降積雪により住宅が被災し、一時避難を訴える世帯が発生しました。こうした被災者（世帯）への対応や避難を希望する者（世帯）への支援とともに、降積雪特有の問題として、通学路の確保や雪崩への警戒など、被災者等への支援や安全確保に向けた取組として、以下の点を課題として抽出しました。

| 課題 No | 取り組むべき課題         |
|-------|------------------|
| 7 - 1 | 被災者（世帯）への対応      |
| 7 - 2 | 避難を希望する者（世帯）への支援 |
| 7 - 3 | 通学路の確保           |
| 7 - 4 | 雪崩への警戒           |

## 2 課題に対する具体的な対応策の検討結果

### 配備体制の見直し

#### 課題 1-1 迅速な被害情報等の集約

##### 【今回の対応における問題点等】

- ・すべての局が配備対象となっていなかったことから、迅速な情報収集ができなかった。

##### 【対応方針】

- ・地震災害、風水害及び特殊災害において、情報連絡体制（レベル0）及び初動体制（レベル1）から、すべての局を配備対象とする。

##### 【具体的な対応策】

平成26年4月に配備対象を拡大し、6月報告書公表時にすでに取組済み。

#### 配備対象の拡大

平成26年4月に作成した「相模原市災害対策本部職員名簿」において、次のとおり、情報連絡体制（レベル0）及び初動体制（レベル1）からすべての局を配備対象としました。

##### 1 新たに配備した所属（平成26年4月1日現在）

大雪対応等の経験を踏まえ、情報連絡体制（レベル0）において各局に職員を配置しました。新たに配備された所属は次のとおりです。

##### 【新たに配備とした所属】 レベル0 すべての局が配備対象

各局総務室・各局庶務担当課（総務法制課、企画政策課、区政支援課、健康福祉総務室、環境経済総務室、都市建設総務室、議会総務課及び教育総務室）、管財課、産業政策課、公園課、廃棄物政策課、資源循環推進課、廃棄物指導課、清掃施設課、交通政策課、学務課、学校施設課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ課及び緑区役所区政策課

##### 【（参考）従前から配備している所属】 レベル0

危機管理局、各区役所総務課（現在は地域振興課）、津久井地域各まちづくりセンター、土木部及び消防局

## 2 配備人員について（平成 26 年 4 月 1 日現在）

上記配備対象の変更による配備人員数の状況は、次のとおり。

### 【風水害及び特殊災害】

| 配備体制           | 昨年度   | 今年度   | 増減数 |
|----------------|-------|-------|-----|
| レベル0（情報連絡体制）   | 474   | 502   | +28 |
| レベル1（初動体制）     | 782   | 852   | +70 |
| レベル2（警戒本部体制）   | 1,773 | 1,768 | -5  |
| レベル3（災害対策本部体制） | 4,789 | 4,881 | +92 |

### 【参考：地震災害】

| 配備体制           | 昨年度   | 今年度   | 増減数 |
|----------------|-------|-------|-----|
| レベル1（初動体制）     | 285   | 349   | +64 |
| レベル2（警戒本部体制）   | 2,027 | 2,016 | -11 |
| レベル3（災害対策本部体制） | 4,789 | 4,881 | +92 |

組織改正等により減少したもの

## 課題 1-2 局地災害（地域性のある（特異）事象）への対応

### 【今回の対応における問題点等】

- ・特に、緑区では降積雪により職員が参集できない状況となった。
- ・より迅速・確実な情報収集や応急対策実施のため、現地対策班の設置が課題となった。
- ・帰宅困難者対応のため、避難所担当職員や公民館職員に動員を発令するに当たり、一部連絡が取れない職員がいた。

### 【対応方針】

- ・自所属ではなく、最寄りの部署（災害対応上必要な部署等）に参集する仕組みの導入について検討する。
- ・区単位の配備体制の導入について検討する。
- ・現地対策班の設置基準等を再検討する。

- ・特命担当員（避難所担当職員、一時滞在施設担当職員等）の動員（連絡）体制を再確認する。
- ・公民館職員との連絡体制を再確認する。

## 【具体的な対応策】

### 最寄りの部署に参集する仕組みの導入

勤務時間外に発生した降積雪などの場合、気象の状況等により所属職員が自らの職場に参集できなくなることを踏まえ、災害の状況に応じて増員が必要な部署へ当該部署の近隣に居住する職員（所属職員（各区役所では区本部の職員）以外の職員）を、次のとおり参集させる仕組みを導入しました。

なお、大雪（特殊災害）のみならず、災害等の状況に応じて地震災害及び風水害においても、この仕組みを活用することとします。

#### 【対象とする災害の状況】

- ・気象や道路等交通の状況などにより、災害対策上、増員が必要な職場（以下「参集対象職場」という。）に所属職員が参集できない場合又は参集に多くの時間を要する場合とする。 職員がいない勤務時間外を想定

#### 【参集対象職員】

- ・参集対象職場の近隣に居住する職員のうち、従事する業務や参集経路等の状況を勘案し選定
- ・原則、行政職1（管理職、防災主管課職員及び特命担当員（避難所担当職員等）を除く。）を対象とし、所属の職場への動員指令が発令されていない職員のみとする。

#### 行政職1とは

事務、事務（任期付）、司書、社会福祉、福祉指導員、指導主事、保育士、幼稚園教諭、学芸員、土木、建築、設備、電気、機械、化学、管理栄養士、栄養士、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、獣医師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師

#### 防災主管課職員とは

危機管理局、消防局指令課及び区役所の災害対応に従事する職員で、配備体制に応じ所属長が指名する職員



### 特命担当員とは

特定の災害業務に従事する避難所担当職員、救護所担当職員、応急危険度判定担当員、住家等被害調査担当員、被災宅地危険度判定員及び一時滞在施設担当職員

### 【配備の発令（手順）】

手順 増員が必要となった職場からの要請

手順 要請を受けた危機管理局（情報連絡体制（レベル0）又は初動体制（レベル1））又は職員課（警戒本部体制（レベル2）又は災害対策本部体制（レベル3））が要請された部署と調整し、危機管理監が動員指令を発令

### 【配備の解除等】

- ・参集対象職場の判断により配備を解除し、（危機管理監が配備を解除したものとみなす。）参集対象職場は、増員した職員の配備解除を危機管理局に報告（定時報告時）する。

### 区単位の配備体制の導入

災害の発生等事象による配備体制の発令をより柔軟に運用し、区内で発生している事象に対し、配備人員（職員）を効果的に活用して対応するため、風水害における防御対策を定めた浸水被害警戒地域対策計画に基づく、関係部局長による協議の場を活用し、区長の意見を聞きながら、区単位で異なった配備体制を発令することとしました。

### 【対象とする事象（状況）】

#### 局地災害

災害が発生した区以外に被害の発生や影響がない場合に、災害が発生した区のみを対象に配備を発令する。

#### 地域性のある事象

降積雪など地域性のある事象の場合に、被害の発生状況等を勘案し、区によって異なった配備を発令する（他の区よりも上位のレベルを発令するなど。）

### 【参集対象職員】

- ・区本部を構成する職員（区役所（まちづくりセンター等を含む）の職員、区役所の区域内の本庁出先機関の職員、避難所担当職員及び一時滞在施設担当職員）

## 【配備の発令】

事例 事象の発生や被害の発生状況等に基づき、危機管理監が配備を発令する。

事例 事象の発生や被害の発生状況等に基づき、当該区本部長が区本部職員の配備を発令する。

## 【配備の解除等】

- ・危機管理監又は区本部長の判断により、配備を解除又は下位のレベルに移行する。

なお、区本部長が配備体制を解除又は下位のレベルに移行したときは、速やかに危機管理局に報告する。

### 現地対策班の設置基準の明確化

現在、「相模原市災害対策本部要綱」により、現地対策班（中央区の6公民館（小山・星が丘・清新・中央・横山・光が丘）に設置する現地対策班を除く。）の班長（まちづくりセンター所長（本庁地域まちづくりセンターを除く。））は、区本部の指令前において設置を必要とする事案等が発生した場合に、現地対策班を設置することができるが、具体的な設置基準が示されていないことから、より迅速・確実な情報収集や応急対策の実施のための現地対策班が、速やかに設置されないおそれがあります。

このことから、新たに現地対策班の設置基準を次のとおりと決めました。（今後、同要綱の修正により規定する予定。）

#### 相模原市災害対策本部要綱とは

相模原市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、相模原市災害対策本部の組織及び運営について必要な事項を定めた要綱

なお、この設置基準の適用は、必ずしも事前の配備体制（レベル）発令を要しないこととします（配備体制が発令されていない状況下においても適用し、適用した場合、直ちに危機管理監が事象に応じた配備を発令します。）

## 【具体的な設置基準】

- ・大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合（雪害対策）
- ・大規模な事故（鉄道、車両、航空機、危険物等による事故）が発生した場合
- ・災害等により、避難者（自主避難者等）の発生が予想される場合又は発生した場合

## 特命担当員（避難所担当職員、一時滞在施設担当職員等）の動員（連絡）体制の再確認

### 公民館職員との連絡体制の再確認

帰宅困難者対応のため、避難所担当職員や公民館職員に動員を指令するに当たり、一部連絡の取れない職員がいたことから、6月報告書取りまとめ前に連絡体制を再確認するとともに、職員参集システムを活用した動員（連絡）体制の強化を図りました。

### 1-3 大雪警報等発表前の配備体制

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・降雪後の参集は困難であったことから、迅速な状況把握ができなかった。

#### 【対応方針】

- ・積雪前の体制を確保するため、警報発表前（注意報発表後）に関係部局長会議を開催し、必要な体制を事前に配備する。

現行の地域防災計画では、事前配備する場合「その他、危機管理監が必要と認めたとき」によることとなる。

#### 【具体的な対応策】

平成26年4月から事前の配備体制決定等の仕組みを導入し、6月報告書公表時にすでに取組済み。

### 事前の配備体制の決定・情報共有、対応の協議等の仕組みの導入

平成26年7月2日に本部連絡員（災害対応の中心的な役割を果たす職員であり、各局・区役所などにおいて、部長（局長）及び区本部長（区長）の命を受け、災害対策活動に関する情報の整理等に従事する職員）を招集し、今後、大雪警報発表前の庁内会議として「危機管理責任者会議幹事会」（各局総務室長・庶務担当課長・各区役所地域振興課長で構成）を開催し、必要な体制を事前に協議することについて確認するとともに、次のとおり全庁に周知し運用を開始しています。

平成26年4月から風水害及び特殊災害の配備体制の基準において、すべての局（部）が情報連絡体制（レベル0）から配備対象となったこと（課題1-1のとおり5～6ページ参照）等も踏まえ、風水害及び特殊災害（大雨、大雪等により被害発生のおそれがある場合）における事前の配備体制の検討や全庁的な情報共有、対応の協議等（会議等の開催）の具体的な仕組みについては、次のとおりとしました。

## 【庁内調整の流れ】

手順 関係部局長による協議

手順 危機管理責任者会議幹事会

手順 事前の配備（防御）体制の決定【従来どおり】

地域防災計画（風水害等対策計画編 第1章市災害対策本部活動 第1節組織体制 1基本方針（風-1））により、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「浸水被害警戒地域対策計画」に基づく防御体制を整えることとなっていることから、これまでどおり、同計画に基づき、関係部局長（危機管理監、土木部長及び副消防局長）の協議により防御体制（配備体制）を決定します。

手順 全庁的な情報共有、対応の協議等（会議等の開催）【新たに導入】

手順 による「浸水被害警戒地域対策計画」の関係部局長の協議により、防御体制（配備体制）を決定した後、「危機管理責任者会議幹事会」（重要案件の協議を要する場合は「危機管理責任者会議」（局・区長級の会議））を開催し、必要な情報共有や連絡体制の構築はもとより、今後の対応について協議を行います。

課題 2-1 平常時からの啓発

【今回の対応における問題点等】

- ・平常時から大雪に関する市民等への啓発が不十分であったことから、大きな混乱が生じた。

【対応方針】

- ・大雪への備えについて、広報紙、市ホームページ等による広報や市民が参加する訓練、生涯学習まちかど講座など、あらゆる機会を捉えて啓発に努める。

【具体的な対応策】

市ホームページ等を活用した平常時からの啓発の取組

市ホームページ、生涯まちかど講座等を活用して大雪に対する備えについての啓発に努めます。雪に関する気象情報及び大雪に関する対策（備蓄、除雪作業、雪崩等）については、すでに市ホームページに掲載（タイトル「降積雪への対応」（大雪への備えなど））しています。

特に、まちかど講座では、「降雪が与える影響」について、理解を深めてもらうため、6月報告書にて取りまとめた2月の大雪における被害状況等を伝えるなどして、災害発生時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」「共助」を含めた一体的な対応が必要であることを広く市民に周知していきます。



市ホームページ（降積雪への対応（大雪への備えなど））

## 課題 2-2 市民への注意喚起

### 【今回の対応における問題点等】

- ・ ひばり放送（防災行政用同報無線） 防災メール（登録制のメールマガジン）、ツイッター（SNS）などにより、雪崩・落雪への警戒、雪による事故や混乱防止を促したが、必ずしも効果的な注意喚起とはならなかった可能性がある。

### 【対応方針】

- ・ 降雪前の注意喚起も含め、降積雪時における注意喚起の実施手段、実施時期、広報内容等を見直す。
- ・ 市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した広報について検討する。
- ・ 地域の災害状況等に応じて、ひばり放送が運用できるよう見直す。

### 【具体的な対応策】

#### ひばり放送等各種媒体を活用した注意喚起の実施

降積雪に対する注意喚起（警戒）については、市ホームページや防災メールに加え、ひばり放送やFMさがみなどの媒体を活用します。特にひばり放送については、各地域の状況を勘案した放送を行います。

#### 【降雪前の広報】

|    |   |
|----|---|
| 媒体 | 状況に応じて、次の媒体を活用する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市ホームページ（トップページ等）</li><li>・ 防災メール（重要なお知らせ）</li><li>・ ツイッター</li><li>・ ひばり放送（ 防災メール（ひばり放送）・TVKデータ放送）</li><li>・ <b>新</b>FMさがみ（事前の放送依頼のみを対象とし、割り込み放送は除く。）<br/>ひばり放送を流すと同時に配信する媒体</li></ul>                         |
| 時期 | 降雪が予想される数時間前、夜間に降雪が予想される場合は、当日の夕方等  |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不要不急の外出を避けるよう促す。</li><li>・ 公共交通機関の混乱が予想されるため、外出している者に対して、早めの帰宅を促す。</li><li>・ 事故防止や道路渋滞を防ぐため、タイヤチェーンの装着を促す。また、タイヤチェーンを装着していない車両による外出をしないよう注意を促す。</li><li>・ 今後の気象情報や交通情報に注意し、警戒するよう促す。</li></ul> 市ホームページは、トップページ等に降積雪に関する情報を掲載する。 |

## 【降雪中の広報】

|    |  |
|----|--|
| 媒体 | 上記【降雪前の広報】と同じ  |
| 時期 | 降雪の状況を踏まえ、数時間おきなど複数回<br>ただし、夜間（午後8時から午前6時までの間）は、原則としてひばり放送による広報は実施しない。 |
| 内容 | 降積雪等の状況を踏まえ、雪崩への警戒とともに、上記【降雪前の広報】の内容を一部修正し広報する。                        |

## 【降雪後の広報】

|    |   |
|----|---|
| 媒体 | 上記【降雪前の広報】と同じ。  |
| 時期 | ・雪が降りやんだ直後<br>・雪崩など残雪に警戒が必要な場合には、警戒を要する日中の適切な時間帯<br>その後、積雪の状況を勘案し適切な時期に実施 |
| 内容 | 降積雪等の状況を踏まえ、雪崩への警戒とともに、上記【降雪前の広報】の内容を一部修正し広報する。                           |

## 課題 2-3 市民への適切な情報提供

## 【今回の対応における問題点等】

- ・市ホームページにより公共交通の情報（鉄道・バス）、道路の交通規制の情報、ごみの収集などについて広報を実施したが、必要な情報が適切な時期に市民等に理解しやすい形で掲載されていなかった。
- ・多くの市民から道路・交通情報等について、問い合わせがあった。

## 【対応方針】

- ・迅速・適切な情報提供を行うため、庁内における情報集約の新たな仕組みを作る。
- ・平成26年4月から導入した「災害情報共有システム」を活用して集約した情報を、市ホームページ等を活用し、迅速・適切な情報提供を行う。
- ・ひばり放送をより細やかに運用し、地域の状況等に応じて、道路の除雪状況、ごみの収集状況等を市民へ情報提供を行う。
- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した情報提供等について検討する。

- ・ 地区自治会連合会会長などへ除雪箇所、優先順位、除雪状況等の情報を提供する。
- ・ 市民生活に必要な情報は、地域と密接に関連するまちづくりセンター、区本部等をはじめとした関係部署と速やかに共有する仕組みを検討する。

### 【具体的な対応策】

#### 庁内の情報集約の新たな仕組みの導入と災害情報共有システムの活用

市ホームページのトップページ等への効率的な掲出など、市民等への情報提供を考慮し、情報集約のために庁内で使用する様式を新たに定めることや「災害情報共有システム」を活用した市民生活に必要な情報等の集約を進めるとともに、庁内での速やかな共有を図ります。

#### 【集約の方法等の具体例】

| 種別              | 情報の種類        | 市民への情報提供方法                |
|-----------------|--------------|---------------------------|
| 様式等により集約        | 施設利用に関する情報   | 市ホームページに掲出                |
| 災害情報共有システムにより集約 | 通行規制路線の情報    |                           |
| その他             | 公共交通機関に関する情報 | 各機関による発表情報のリンクを市ホームページに掲出 |

#### 災害情報共有システムとは

災害の初動期において、各部署が収集した情報等を迅速に共有することで、「被害の全体像の把握」と「各種応急対策の検討」を行い、減災につなげるための市職員が活用するシステムです。

#### ひばり放送による情報提供

各区役所（まちづくりセンター等）の要請等に基づき、各地域（地区）の状況を勘案した情報提供等をひばり放送により行います。



|        |  |
|--------|--|
| 主な放送項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を希望する住民への情報提供（避難場所の提供等に関する情報）</li> <li>・通行規制（道路の通行止め等）</li> <li>・道路の除雪状況（道路の開通見込み状況、除雪実施路線等（幹線道路のみ））</li> <li>・生活道路の除雪など自助・共助による取組についての協力依頼</li> <li>・路線バスの全面運休に係る情報提供</li> <li>・停電情報（大雪の影響により大規模かつ長時間となった場合に実施）</li> <li>・ごみ収集の中止等</li> </ul> |
|--------|--|

すべての放送は、原則、日没までとし、緊急の場合は午後 8 時までとします。

### あらゆる媒体を活用した情報提供

上記のとおり、ひばり放送による情報提供のほか、市ホームページや防災メールによる情報提供等を行います。

なお、テレビ、ラジオについては、即時に情報発信ができるため、避難勧告等発令などの即時発信に有効活用するとともに、コールセンターが市ホームページから最新情報を得るなどして、市民に情報提供する体制の確認を行いました。

また、市民等からの問い合わせに関して、コールセンターで対応が可能な内容については、降雪の状況に合わせてFAQ（よくある質問と答え）を作成します。

### 【降雪の予報等が発表された際の事前周知（市ホームページ等）】

|          |   |
|----------|---|
| 主な事前周知項目 | 不要不急の外出を控える<br>スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンを準備する<br>今後の気象情報や交通情報に注意する<br>など |
|----------|---|

### 【随時に行う主な情報提供（市ホームページ等）】

|          |   |
|----------|---|
| 主な情報提供項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を希望する住民への情報提供（避難場所の提供等に関する情報）</li> <li>・通行規制（道路の通行止め等）</li> <li>・道路の除雪状況<br/>（道路の開通見込み状況、除雪実施路線等（幹線道路のみ））</li> <li>・公共交通機関の情報<br/>鉄道・バス事業者のホームページのリンク貼り付け等</li> <li>・ごみ収集の中止等</li> </ul> など |
|----------|---|

## 地区自治会連合会会長への情報提供

庁内で集約した除雪箇所、優先順位、除雪状況など必要な情報を、ひばり放送等各種媒体による市民への情報提供と併せ、1日1回程度、各まちづくりセンターからの電話・FAX・メール等により地区自治会連合会会長などに連絡します。

## 課題 2-4 報道機関への情報提供

### 【今回の対応における問題点等】

- ・報道機関からの問い合わせに対する情報提供に時間を要した。

### 【対応方針】

- ・報道機関に対する、より適切な情報提供について検討する。
- ・報道機関に提供することを前提に、対応状況報告（定時報告）の作成方法を再考する。

## 報道機関への適切な情報提供

災害情報は、適切に対応状況報告（定時報告）に取りまとめ、主に次の内容を報道機関に随時（数時間に1回）情報提供します。

また、特に、テレビ、ラジオについては、即時に情報発信ができるため、避難勧告等発令などの即時発信に有効活用します。

### 【報道機関への主な情報提供項目】

|          |   |
|----------|---|
| 被害情報提供内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・発生場所（例：中央区中央）</li><li>・被害の概要</li><li>・人的被害であれば、年齢、性別、症状（救急搬送時の症状）<br/>（後ほど訂正される場合もある）</li><li>・建物被害であれば、罹災の程度（全壊、半壊等） など</li></ul> |
|----------|---|

課題 3-1 業者による除雪

【今回の対応における問題点等】

- ・今回の降雪量に対しては、各業者の作業員や重機の手配に苦慮する状況となり、除雪作業が非常に困難であった。また、効率的な除雪活動に関しては、除雪作業の優先順位や除雪受持ち区域外への応援体制など課題が残った。

【対応方針】

- ・幹線道路等の除雪作業について、(一社)相模原市建設業協会及び相模原市津久井地区建設業連絡協議会等との意見交換を行った上で、今回の大雪における除雪に係る課題の分析・整理を行い、建設業協会等との凍雪害対策に係る活動内容について見直す。

【具体的な対応策】

除雪体制(業者による除雪)の見直し

今後、緊急時(平成26年2月のような大雪時)には、除雪指定路線に対し除雪の優先順位を設け、除雪協力業者の充実・強化を図るなど、除雪体制の見直しにより早期の交通ネットワークを確保します。

【優先順位の基本的な考え方】

第1次除雪指定路線

道路交通ネットワークを早期に確保する路線

- ・国道、県道及び主要な幹線市道などの緊急輸送道路
- ・主要な駅、バスターミナル、バス操車場へのアクセス道路(バス路線)
- ・災害医療拠点病院へのアクセス道路
- ・駅前広場・駅前歩道、ペDESTリアンデッキ・階段等

中央自動車道、圏央道、国道20号へ接続する交通量の多い路線として、緊急に確保する路線

第2次除雪指定路線

道路交通ネットワークを補完する道路・坂道等のある路線

その他の路線への対応

第1次、第2次除雪指定路線の除雪状況を見ながら順次除雪範囲を拡大していく

## 課題 3-2 孤立するおそれのある地区等での除雪

### 【今回の対応における問題点等】

- ・ 今回の記録的な降雪量においては、幹線道路などの除雪作業に時間を要し、早期に通行が可能となる路線には限りがあった。

### 【対応方針】

- ・ 孤立するおそれのある地区及び孤立となった地区での優先的な除雪作業について検討する。
- ・ 降雪量に応じて災害対策本部を設置し、自衛隊等に除雪等の要請をすることについて検討する。

### 【具体的な対応策】

#### 自衛隊による除雪

都市機能の維持確保を目的とした土木部（業者）による除雪では、人命救助を目的とした対応が困難であることから、積雪により孤立するおそれがあり、人命に差し迫った危険が生じる場合については、被害等の状況に応じて必要な配備体制を整え、県を經由して自衛隊等に除雪等の要請を行い、対応することとします。

## 課題 3-3 地域住民等による除雪

### 【今回の対応における問題点等】

- ・ 今回の大雪では、市による除雪作業のほか、地域住民による除雪（自助・共助の取組）が必要であることが改めて強く認識された。

### 【対応方針】

- ・ 自助・共助の重要性について、広報紙、市ホームページ等による広報や市民が参加する訓練、生涯学習まちかど講座など、あらゆる機会を捉えて啓発に努める。
- ・ 生活道路の除雪について、自治会や自主防災組織に協力を依頼する。
- ・ 関係機関と連携を図り、市民へ除雪状況等を提供し、市民の協力を促す。

**【具体的な対応策】****市ホームページ等を活用した平常時からの啓発の取組**

12ページ記載のとおり、市ホームページ、生涯まちかど講座等を活用して大雪に対する備えについての啓発に努めます。 [詳細12ページ参照](#)

**除雪の協力要請**

冬を迎える前に、あらかじめ市自治会連合会役員会・理事会等において自治会や自主防災組織への周知について協力を依頼します。

なお、実際に雪が降った場合の市民への具体的な協力依頼については、ひばり放送を活用するなど、依頼する方法を検討します。

**関係機関が実施する除雪状況の情報提供**

関係機関（国土交通省相武国道事務所等（国道20号等））が実施する除雪活動の情報を集約し、本市による除雪状況等と併せて、市ホームページ等により情報提供します。

**課題 3-4 ボランティアによる除雪****【今回の対応における問題点等】**

- ・ 自宅前の生活道路などの除雪要望が数多くあった。

**【対応方針】**

- ・ 除雪作業においてボランティアを積極的に募集（活用）する。

**【具体的な対応策】****ボランティアによる除雪の促進**

引き続き、市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアによる除雪活動をより一層促進します。

2月の大雪の際、降雪のあった一週間後（22日・23日）、ボランティアによって生活道路などで重機を使用して除雪ができていない地域の除雪活動が実施されました（市社会福祉協議会中央ボランティアセンター）。

## 除雪ボランティアさんが活躍

2月14日から降り始めた大雪により、相模湖地区も交通網が停滞し、日常生活が混乱しました。

2月22日（土）・23日（日）の2日間、市社会福祉協議会より市内全域からボランティアを募り、延べ31人のボランティアさんが高齢者・障害者のみの世帯で出入口や生活動線の雪かきが困難な世帯（相模湖地区8件、藤野地区5件）を対象に、除雪活動が行われました。



ボランティアの皆さんは相模湖総合事務所に集合し登録・保険加入の後、活動の注意事項等オリエンテーションを受け、グループに分かれて出発しました。

想像以上の積雪に驚き、持参したスコップで雪かきを開始！日陰で凍結して思うように進まない場面もありましたが、力を合わせて作業を行いました。

雪かきをしていただいた方からの感謝の言葉やお茶などが振舞われ、和やかなふれあいの場面もありました。



対象世帯の把握は、地域の民生委員さんの訪問活動により行われ地域の連携・協力による支援活動となりました。

出展：さがみこ地区社協だより

### 課題 3-5 雪捨て場の確保

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・市民からの雪捨て場の問い合わせが数多くあり、市民局、環境経済局と調整した上で、ふれあい広場、街区公園を一時的に活用した。
- ・雪捨て場については、当初確保していた雨水調整池のみでは対応できないと判断し、グラウンドや公共施設の建設予定地などを含め20か所を確保したが、効率的な除雪作業には地区ごとの雪捨て場の確保などの課題が見えてきた。

**【対応方針】**

- ・市民の雪捨て場（ふれあい広場、街区公園）の継続確保について検討する。
- ・大雪となった場合の雪捨て場について、引き続き、関係機関と協議し、新たな雪捨て場を確保します。

**【具体的な対応策】**

**市民の雪捨て場（ふれあい広場・街区公園）の継続確保**

今回（平成26年2月）のような記録的な大雪となった場合には、自治会等から生活道路等の除雪に伴う雪捨て場についての問い合わせに対し、近所のふれあい広場や街区公園などの施設等に影響の少ない場所を雪捨て場として活用するよう周知を行います。この場合の市民への周知や対応については、各まちづくりセンターが中心となって行います。

**業者除雪に伴う雪捨て場の確保**

業者による道路除雪について、路肩への排雪が不可能となった段階より、除雪箇所に近接した雨水調整池へ雪の搬入を開始します。雨水調整池のみでは対応が困難となった場合、グラウンド、河川敷等へ排雪を行い、活用後については、清掃等を行い原状回復することとします。

**【業者除雪に伴う雪捨て場活用の優先順位】**

|      |      |       |        |  |      |
|------|------|-------|--------|--|------|
| 積雪量  | 積雪：少 | →     |        |  | 積雪：多 |
| 優先順位 |      |       |        |  |      |
| 雪捨て場 | 路肩   | 雨水調整池 | グラウンド等 |  | 河川敷  |

**【平成26年2月のような大雪となった場合の業者除雪に伴う雪捨て場候補地】**

|     |   |
|-----|---|
| 緑区  | 内出雨水調整池、青野原グラウンド、小倉橋付近河川敷等（16か所）          |
| 中央区 | 田名塩田原雨水調整池、高田橋付近河川敷等（5か所）                 |
| 南区  | 深堀雨水調整池、東清掃事業所未利用地、昭和橋付近河川敷、三段の滝付近等（13か所） |

課題 4-1 帰宅困難者対策

【今回の対応における問題点等】

- ・帰宅困難者への対応に当たって、複数の駅と連絡調整したが、情報が十分に収集できず対応に苦慮した。
- ・鉄道事業者の要請に基づき、まちづくりセンター、公民館及び学校を一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入れを行ったが、具体的な対応手順等のマニュアルがなく、円滑な運営ができなかった。
- ・運行再開の見通しが立たない中、鉄道事業者が帰宅困難者に水や食料を提供できていなかったことから、中央区役所においてJR淵野辺駅で発生した帰宅困難者に対して、避難所（共和中学校）近隣のコンビニエンスストアで食料や飲料を購入し、JR相模湖駅では、現地対策班用のアルファ米を鉄道事業者に代わって提供した（鉄道事業者と市の役割が不明確であった）。

【対応方針】

- ・鉄道事業者との連絡体制を確認し、災害発生時等において適切に対応できる体制を構築する。
- ・帰宅困難者対策に係る情報について、庁内伝達体制を再検討する。
- ・鉄道事業者と課題を継続的に協議する場として、駅長会議を常設化する。
- ・まちづくりセンター、公民館及び学校を一時滞在施設として活用する場合の開設手順、運営方法や連絡手段について、マニュアル等を整備する。
- ・帰宅困難者対応の鉄道事業者の責務、市の責務を明確にする。
- ・鉄道事業者による自主的な帰宅困難者への水、食料、毛布等の提供等について調整する。
- ・市が帰宅困難者へ水、食料、毛布等を提供することとなった場合の必要な物資の確保手順、搬送方法等について、具体的な仕組みを作る。
- ・水や食料提供のため、駅前店舗との個別協定の締結について検討する。



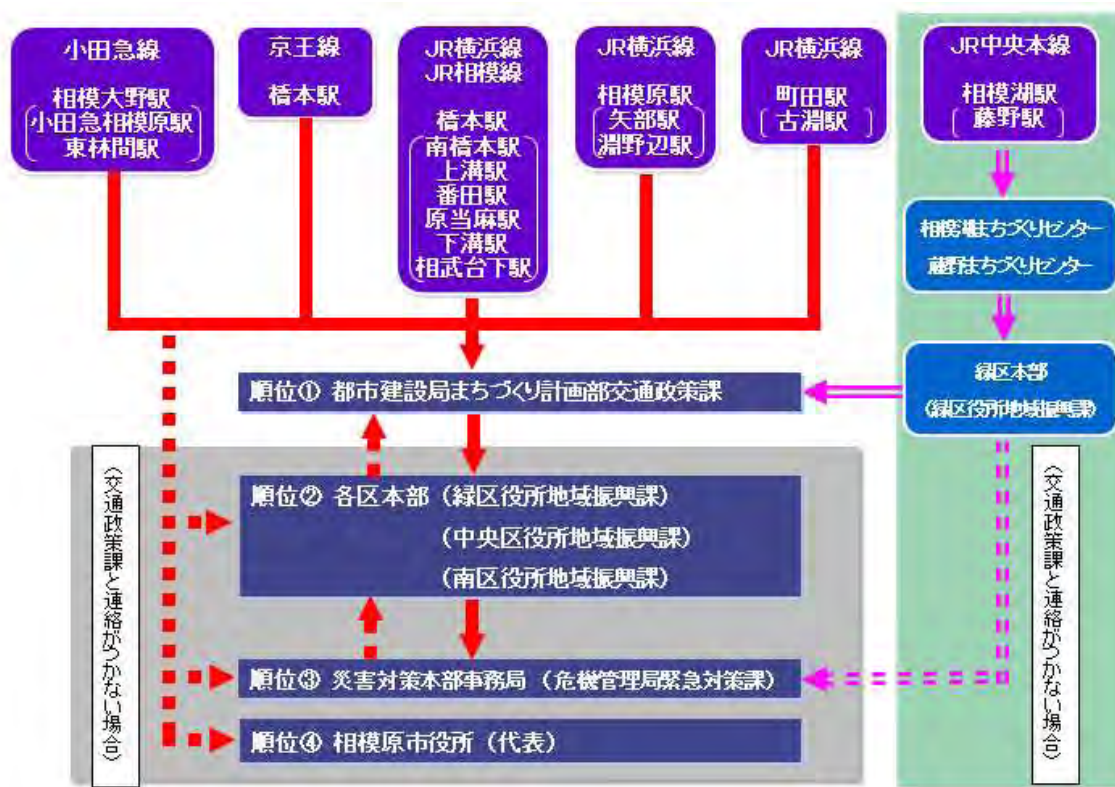
【具体的な対応策】

**鉄道事業者との連絡体制・庁内伝達体制の強化**

市内の全駅について、災害発生時等における連絡体制をあらためて整理し、市及び鉄道事業者双方で確認・共有します。また、市の連絡窓口は一つに限定せず、連絡順位を設けるなどして常に連絡を受けられるようにし、鉄道事業者の本社・支社等との連絡窓口も体制に組み込むことで調整を図り、連絡体制を強化します。

なお、連絡順位は、帰宅困難者対策に係る関係各課の役割や地理的な要因等を考慮し、効率的かつ効果的なものとし、庁内伝達体制は鉄道事業者との連絡体制とともに一体的な検討を、引き続き行います。

【連絡体制図（案）】鉄道事業者 市の連絡窓口



**駅長会議の常設化**

帰宅困難者対策における課題に関し、鉄道事業者が関係するものを一旦整理し、認識の共有化を図った後、平成26年度中を目標に常設化を進めます。

## まちづくりセンター、公民館及び学校の一時滞在施設としての開設手順等

今後、庁内会議(帰宅困難者対策に係る専門部会)において取り組むこととしている「一時滞在施設運営マニュアルの整備」の進捗状況を踏まえ、さらに必要なマニュアル等を整備します。

## 帰宅困難者対応に係る鉄道事業者の責務及び市の責務の明確化等

「大規模災害発生時等における帰宅困難者への対応に関する覚書」(市と鉄道4社(東日本旅客鉄道株式会社(横浜支社・八王子支社)、小田急電鉄株式会社及び京王電鉄株式会社)が大規模災害時等における帰宅困難者への対応について、平成25年9月に締結した覚書)の疑義事項等の協議作業や一時滞在施設の開設基準等の検討の中で、自主的な帰宅困難者への水、食料、毛布等の提供等も含め、鉄道事業者の責務及び市の責務について、引き続き検討します。

なお、一時滞在施設の開設基準の検討では、想定する帰宅困難者や駅周辺の特性を踏まえるものとし、特に、相模湖駅及び藤野駅では積雪の懸念が大きく地理的な要因もある中、一時滞在施設として停車中の鉄道車両の利用など、他駅と異なる対応も含めて協議・検討します。

## 市による帰宅困難者への水、食料等の提供及び仕組み作り

鉄道事業者の責務及び市の責務の明確化の作業を踏まえて、大雪対応における帰宅困難者への水、食料、毛布等の提供に係る具体的な仕組み作りを検討します。

### 課題 4-2 バス路線への対応

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・積雪により運行停止している路線について、市民から多くの問い合わせや苦情があった。

#### 【対応方針】

- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した情報提供について検討する。
- ・迅速・適切な情報提供を行うため、庁内における情報集約の新たな仕組みを作る。
- ・公共交通事業者と市の情報連絡体制を強化する。
- ・利用者への運行状況等情報提供について、バス事業者と協議する。

**【具体的な対応策】****あらゆる媒体を活用した情報提供の実施**

16ページ記載のとおり、市ホームページや防災メールに加え、各種媒体を活用した情報提供を行います。 [詳細16ページ参照](#)

**庁内の情報集約の新たな仕組みの導入**

15ページ記載のとおり、庁内の情報集約の新たな仕組みを活用し、道路に関する情報を集約します。 [詳細15ページ参照](#)

**バス事業者と市の情報連絡体制の強化**

神奈川中央交通(株)相模原営業所に設置しているデジタル地域防災無線(市が設置している災害時等に活用する防災無線)の利用と電話、FAX、Eメールの利用を効果的に組み合わせるなどし、情報連絡体制を強化します。さらに、市との情報連絡専用の電話回線の設置について、検討します。

**利用者への運行情報等の情報提供**

全面運休の際の情報提供に関し、バスロケーションシステムによる情報提供の可能性を事業者において検討するとともに、事業者からの情報に基づいた、ひばり放送やツイッター、防災メール等を活用した情報提供を行います。

なお、運行再開の見通しに係る情報については、路線全区間に渡る除雪状況等を考慮に入れて運行管理者が個別に判断するため、路線毎にリアルタイムの情報提供は困難であることから、運行再開条件などバスの運行にあたっての基本的な考え方を市ホームページに掲載します。

**課題4-3 市民等への情報提供の手段****【今回の対応における問題点等】**

- ・市ホームページ等により交通情報(鉄道・バス)、道路の交通規制の情報について広報を実施したが、多くの公共交通機関に関する問い合わせや苦情があった。

**【対応方針】**

- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した情報提供について検討する。

- ・迅速・適切な情報提供を行うため、庁内における情報集約の新たな仕組みを作る。
- ・公共交通事業者と市の情報連絡体制を強化する。

#### 【具体的な対応策】

##### あらゆる媒体を活用した情報提供の実施

16ページ記載のとおり、市ホームページや防災メールに加え、各種媒体を活用した情報提供を行います。 詳細16ページ参照

##### 庁内の情報集約の新たな仕組みの導入

15ページ記載のとおり、庁内の情報集約の新たな仕組みを活用し、道路に関する情報を集約します。 詳細15ページ参照

##### 鉄道事業者との連絡体制・庁内伝達体制の強化

24ページ記載のとおり、市内の全駅について、災害発生時等における連絡体制をあらためて整理し、市及び鉄道事業者双方で確認・共有するなどして、鉄道事業者との連絡体制を強化します。 詳細24ページ参照

##### バス事業者と市の情報連絡体制の強化

26ページ記載のとおり、バス事業者との情報連絡体制を強化します。 詳細26ページ参照

#### 課題4-4 降りたままとなった踏切への対応

##### 【今回の対応における問題点等】

- ・JR藤野駅付近の踏切が長時間降りたままとなっていたことから、帰宅困難者に提供する毛布を搬送できなかったことや、緊急車両や除雪作業に必要な車両等の通行に支障をきたした。

##### 【対応方針】

- ・国や鉄道事業者に対して、十分な安全確認のもと、踏切を開通させるための措置を講ずるよう必要な要望を行う。
- ・駅長会議などを活用して、引き続き、鉄道事業者と問題解消に向けた協議を進める。

**【具体的な対応策】**

平成26年3月の駅長会議にて鉄道事業者に対して対応策の検討を要請し、6月報告書公表時にすでに一部取組済み。

**踏切の遮断対策**

平成26年3月に開催した駅長会議において、鉄道事業者に対し、対応策の検討を要請しました。降雪期を迎える前に、駅長会議等において、再発防止の取組をあらためて要請し、大雪（災害）時には、鉄道事業者と連携して対応します。

なお、相模原市として、平成26年6月～7月に「災害時における踏切の長時間遮断対策」に関する提案・要望（要望書（抜粋）のとおり）を内閣府及び国土交通省に行いました。国などへの要望については、今後も継続的に行っていきます。

**【 要望書（抜粋）】**

**2 災害等における踏切の長時間遮断対策**

内閣府、国土交通省

**【提案・要望事項】**

- ・ 鉄道の運転見合わせ等により踏切が長時間遮断される状態が続く場合で、運行の復旧の見込みが立たない状態であることが明白な場合においては、鉄道事業者の臨機な判断において、十分な安全確認のもと、踏切を開通させるための措置を講ずることができるよう法令や統一的な基準化の整備などの改善を図ること。

**【提案・要望の説明】**

今冬の記録的な大雪において、運転見合わせとなった列車が駅に留まったことから、至近の踏切の遮断状態が2日近く続き、その間、踏切を境に地域が分断され、市民生活や市の除雪作業に重大な支障が生じました。

首都直下地震など大規模災害時に同様の事象が発生することも想定され、被害の拡大や人命救助への支障にもつながりかねないことから、応急対応の円滑化、輸送路の確保のため、その遮断踏切対策が急務であると考えられます。

大規模災害に備えた踏切対策については、国におかれても、「大規模地震に備えた踏切対策協議会」を設置して検討段階に入っていると承知していますが、早期にその協議会を通じて対策をまとめ、法令の整備や統一的な基準など具体的な対応を行うよう要望します。

## 課題 4-5 道路渋滞への対応

### 【今回の対応における問題点等】

- ・車両の立ち往生や残雪により交互通行ができない場所が数多く発生し、国道20号や129号を中心に、市内各所で交通渋滞が発生した。

### 【対応方針】

- ・渋滞に巻き込まれている車両や、立ち往生している車両への支援のあり方について検討する。
- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した情報提供について検討する。
- ・迅速・適切な情報提供を行うため、道路に関する情報集約の新たな仕組みを検討する。
- ・渋滞箇所等において、交通整理を行う警察との連携を強化します。

### 【具体的な対応策】

#### 渋滞に巻き込まれている人々への支援

数日間、渋滞が解消されず、人道的な観点からドライバー等への支援が必要と判断した場合は、直近の避難所の開設や避難所倉庫の備蓄品等を活用して水や食料等を配布するなどして、渋滞に巻き込まれた方への支援を行います。

なお、事前の予防策として、不要不急の外出をさけること、道路渋滞等を防ぐため冬用タイヤやタイヤチェーンの装着を促すこと、タイヤチェーン等を装着していない車両による外出をしないことなどについて、各種媒体を活用して注意喚起します。

#### あらゆる媒体を活用した情報提供の実施

16ページ記載のとおり、市ホームページや防災メールに加え、各種媒体を活用した情報提供を行います。 [詳細16ページ参照](#)

#### 市内の情報集約の新たな仕組みの導入

15ページ記載のとおり、市内の情報集約の新たな仕組みを活用し、道路に関する情報を集約します。 [詳細15ページ参照](#)

#### 警察機関との連携強化

市内の警察署と連携し、渋滞箇所の把握はもとより、渋滞等混乱が生じている箇所につ

いて、各警察署と情報共有しながら連携した対応を行うため、平成26年10月には、危機管理局・都市建設局土木部と市内4警察署・警察本部交通規制課との交通対策会議を開催しました。会議では、道路除雪に伴う通行規制及び交通整理や放置車両等の処理などについての意見交換とともに、災害時の連絡体制について再確認し、今後の連携強化を図りました。

市では、今後も市内4警察署と連携しながら対応します。

## 孤立するおそれのある地区への対策

### 課題 5-1 救急・救助事故への対応

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・降積雪のため、救急車が通報者宅までたどりつけない事象に対し、数時間かけて隊員が徒歩にて進入して対応するなど、対応に苦慮した（ただし、一部については、優先的に除雪を依頼して対応した。）

#### 【対応方針】

- ・降積雪時における消防局と土木部の連携を再検討する。
- ・緊急を要する場合は、状況に応じて航空機（ヘリコプター）による救出、搬送等を応援要請する。

#### 【具体的な対応策】

2月の大雪の際にヘリコプターによる救出を要請し、6月報告書公表時にすでに一部取組済み。

#### 土木部及び消防局との連絡体制の再確認

土木部（各土木事務所）と消防局（各消防署）との連絡体制を再確認しました。引き続き、救急・救助活動に伴う個別の除雪については、土木部（除雪を実施する業者を含む。）及び消防局と連携しながら対応を図っていきます。

また、これまでどおり、更に緊急を要する場合には、災害の状況等に応じて消防、警察、自衛隊等の航空機（ヘリコプター）による救出、搬送等の応援要請を行います。

### 課題 5-2 孤立するおそれのある地区の把握（情報収集）

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・緑区役所（各まちづくりセンター等）により、地元自治会長を通じて、孤立対策推進地区を中心に孤立するおそれのある地区の有無について確認したが、状況把握に時間を要した。



## 【対応方針】

- ・より確実かつ迅速な確認方法について、地元自治会や連合自主防災隊と意見交換を行う。
- ・孤立するおそれのある地区の把握について、各地区に配置している衛星携帯電話の活用方法などを徹底するとともに、市と同地区との連絡方法について、市民から情報発信する仕組みを見直した上で、周知徹底します。

## 【具体的な対応策】

### 孤立対策推進地区との連絡体制の充実

現行の情報収集体制が降積雪時にも有効に機能するよう、各まちづくりセンター等を通じて各地区（津久井地域4地区）の連絡体制の現状を再確認しました。災害（大雪）時、連合地区自主防災隊と連携しながら対応します。

なお、孤立対策推進地区からの情報収集（連絡方法）については、単位自主防災隊と孤立対策推進地区との連絡体制の充実を図るため、孤立対策推進地区における防災訓練等を通じて、孤立対策推進地区からの情報発信する仕組みのさらなる見直しを進めます。見直しの結果については、連合地区自主防災隊と連携しながら、周知を図ります。

#### 孤立対策推進地区とは

津久井地域の中山間部において、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災し、交通や通信に支障が生じて、孤立するおそれのある地区をいいます（市では55か所を指定しています。）

なお、市では、同地区に道路啓開（障害を取り除いて道を切り開くこと）等により孤立が解消されるまでの間の備えとして、平成23年度から24年度にかけて、衛星携帯電話、発電機、救助工具セット、食料、毛布及び水を配置しています。

## 【情報連絡体制見直しのイメージ】

自主防災隊と孤立対策推進地区間相互の連絡体制を確認し、同体制が構築されていない地区（自治会）については、自主防災隊と孤立対策推進地区との間で協議の上、連絡体制を構築する。

災害対策本部事務局

区本部事務局

現地対策班

連合地区自主防災隊が情報を集約

(各地域)

自主防災隊

自主防災隊

自主防災隊 (相互連絡) 孤立対策推進地区

自主防災隊と孤立対策推進地区が相互に連絡をとり、地域の情報を自主防災隊から連合地区自主防災隊に伝達

孤立の発生など、緊急を要する場合は孤立対策推進地区から直接伝達 (衛星携帯電話等)

### 課題 5-3 平常時からの備蓄促進

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・飲料水や食料に加え、燃料や医薬品など更なる備蓄が課題となった。

#### 【対応方針】

- ・備蓄の促進について、広報紙、市ホームページ等による広報や市民が参加する訓練、生涯学習まちかど講座など、あらゆる機会を捉えて啓発に努める。

#### 【具体的な対応策】

##### 地域情報誌等を活用した啓発

平常時からの備えの更なる促進を目的として、市自治会連合会が母体となり市内の22地区で発行されている地域情報誌 (自治会回覧板) に記事を掲載し、啓発を行います。

なお、12ページ記載のとおり、すでに市ホームページには、大雪の備えについて必要な情報を掲出（タイトル「降積雪への対応」（大雪への備えなど））しています。[12ページ参照](#)

#### 【地域情報誌への掲載時期（予定）】

平成27年1月15日号（紙面）及び2月1日号（帯記事）

#### 【地域情報誌に掲載する項目】

「地域住民による除雪の推進」「食料等の備蓄」「通学路の確保」「医薬品の備蓄」等

### 課題 5-4 地域による対応

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・公助に限界があることから、地域住民による自助・共助の取組が必要であることが改めて強く認識された。

#### 【対応方針】

- ・自助・共助について、広報紙、市ホームページ等による広報や市民が参加する訓練、生涯学習まちかど講座など、あらゆる機会を捉えて啓発に努める。
- ・降積雪の対応として、自主防災組織、消防団による支援活動の仕組みを検討する。
- ・ひばり放送を適切に運用し、道路の除雪状況、ごみの収集状況等を市民へ情報提供を行い、市民の協力を依頼する。

#### 【具体的な対応策】

##### 市ホームページ等を活用した平常時からの啓発の取組

12ページ記載のとおり、市ホームページ、生涯まちかど講座等を活用して啓発に努めます。[12ページ参照](#)

##### 自主防災組織等による支援活動

2月の大雪では、消防局（津久井消防署）により、自ら避難できない高齢者を除雪が完了した場所までの搬送支援（佐野川地内（登里地区））を実施しました。

今後、道路の除雪が完了するまでの一人住まいの高齢者の避難行動の支援等については、生活道路の除雪等の活動を含め、まちづくりセンターから地区連合自主防災隊を通じて、自主防災組織による支援活動について協力を要請します。

なお、降積雪の状況等により、自主防災組織による支援が困難な場合は、消防局はもとより、地元消防団の活動により支援を行います。

#### 【自主防災組織による支援（イメージ）】

地区連合自主防災隊を中心とした自主防災組織に協力を要請し、自主防災組織は降積雪の状況等を踏まえ、可能な範囲で要望のあった者への支援を実施する。

支援を要望する市民からの相談

まちづくりセンター

地区連合自主防災隊

単位自主防災隊

消防署所、危機管理局、区役所等、まちづくりセンター以外の部署に相談があった場合は、該当地区のまちづくりセンターに連絡する。

#### ひばり放送による情報提供

15～16ページ記載のとおり、ひばり放送を活用して、生活道路の除雪など自助・共助による取組についての協力依頼を行います。 15～16ページ参照

#### 課題 5-5 応援要請

##### 【今回の対応における問題点等】

- ・ 応援要請を検討し、自衛隊と事前調整を実施したが、除雪等に関して自衛隊等の応援要請を実施した経験もなく、具体的な判断基準もないことから対応に苦慮した。

##### 【対応方針】

- ・ 降積雪における自衛隊等応援要請について、必要な事前調整を行う。

**【具体的な対応策】****自衛隊応援要請の判断等**

降積雪において、次の要請判断を目安に、直ちに県を經由して自衛隊（自衛隊法第83条による災害派遣）に応援要請を行います。

なお、消防、警察及び自衛隊以外の応援要請については、継続的にその可能性を検討します。

**【要請判断の目安】**

条件 1：緊急性 人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があり、差し迫った必要性があること。

条件 2：非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

## 災害時要援護者対策

### 課題 6-1 難病患者等への対応

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・保健所では、人工呼吸器を装着した難病患者に対する安否確認を実施した。

#### 【対応方針】

- ・降積雪時はもとより地震災害や風水害時の対応も含め、難病患者等の安否確認について見直す。

#### 【具体的な対応策】

難病患者に対する安否確認の実施方法を見直し、6月報告書公表時にすでに取り組済み。

#### 難病患者に対する安否確認等の実施

2月の大雪対応において、難病患者（ランク（人工呼吸器を24時間使用し生命を維持している方又は睡眠時に人工呼吸器を使用しないと生命の危機に陥る可能性が高い方））に対し、安否確認を実施しました。

今後、広報誌により大雪に関する注意喚起を行うとともに、降積雪時においては、策定した難病患者（ランク）に対する災害時対応フロー（地震災害や風水害時も含むフロー（流れ））であり、平時からの備えはもとより、災害発生時からの時期（フェーズ）ごとにそれぞれの対応を定めたもの）などを活用して対応します。

### 課題 6-2 支援要請に対する対応

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・まちづくりセンター等により、被災した世帯の一部で健康不安を訴える者や医薬品が不足している者の確認を行ったが、すべての要援護者の把握は困難であった。

#### 【対応方針】

- ・地震災害や風水害時の対応も含めて、支援を要請された場合の対応や要援護者に係る庁内の連絡体制等を構築する。

【具体的な対応策】

啓発及び庁内の連絡体制等の構築

事前の対策として、医薬品を必要とする方や健康不安がある方を対象に、「自助」による備え（冬季になる前や降雪前に医薬品の備蓄などを行ってもらうこと等）が重要であることから、大雪への備えに関する啓発に努めます。

また、支援を要請された場合等の対応については、災害対策本部事務局（危機管理局）に必要な情報を集約するなどして、状況にあわせた対応を行います。

市ホームページにおいて、乳幼児のいる家庭でできる防災対策（災害時の非常用品の備えや水道水のくみ置き）について掲載済み。

### 水道水をくみ置きましょう

地震等の災害が発生した際の非常用として、水道の水をくみ置きましょう

**くみ置き量の目安～1人1日3リットル3日分が目安**

- ご家庭でも大きな地震などによる断水に備えて水道水をくみ置きしておくことをお勧めします。
- くみ置きは成人の場合は、1人1日3リットル3日分、1歳未満の乳児は1人1日1リットル3日分の確保が目安です。

**くみ置きをするときの注意点**

ポリボトルなどに水道水をくみ置きする際には、次のことにご注意をお願いします。

- 1 容器の選び方** ポリタンクや2リットルのペットボトルなどをよく洗って使う。密封性のよい容器を選び、中をよく洗います。容器はポリタンクや2リットルのペットボトルなども便利です。
- 2 水の入れ方** 口元までいっぱいに入れる。容器に空気が残らないように、口元までいっぱい水道水を入れてしっかり密封します。
- 3 水の保管場所** 日の当たらない涼しい場所で保管します。
- 4 保存できる期間** 4日（夏季）～10日（冬季）程度を目安に交換。保存した水は、4日（夏季）～10日（冬季）程度を目安に、洗濯や掃除に利用するなど交換します。  
\*ただし、浄水器を通した水の場合、塩素による消毒効果がないため毎日交換してください。  
\*保存した水を飲用するときは必ず煮沸してください。

◆ミネラルウォーターでミルクを作る場合のポイント◆  
人工栄養の母では、ミネラルウォーターを使用してミルクを調製することは可能ですが、煮沸し冷却してから使用します。一部の硬水では、乳乳が十分に溶解しないことがあります。また、硬水には多くのミネラルが含まれており、乳児に過剰な負担を与える可能性があります。この場合には、水道水を用いる方が安全です。  
（日本小児科医学会、日本産科婦人科学会、日本小児科看護学会、日本小児科看護学会、日本小児科看護学会）

相模原市保健所

### 乳幼児のいるご家庭は必見！

## 家庭でできる災害対策

災害後の3日間は自力でのぐ準備を！

大地震では、電気・ガス・水道などの供給が途絶えることがあります。また、食料等の入手が困難になる場合もあります。特に乳児のいる家庭は、オムツやミルクなど必要なものをあらかじめ用意しておくことをお勧めします。最低3日間はしのげる備えをしておきましょう。

#### 水の備え

- 飲料水は1人1日3リットル3日分を目安に用意する。
- 水の備えには、2リットルのペットボトルやポリタンクが便利。

#### 食料の備え

- 乳幼児の粉ミルクや離乳食、子どものおやつを用意する。
- 缶詰・レトルト・フリーズドライなど調理済みのものを用意する。
- 1人あたり3日分を準備する。

#### 燃料の備え

- 卓上カセットコンロや缶形燃料を用意する。
- 予備のガスボンベも用意しておく。

#### 停電に備える

- 懐中電灯を1人に1個備える。
- 携帯用ラジオを用意する。
- 予備の電池も用意しておく。

**乳幼児のいるご家庭の非常用品リスト**  
\*他にも各家庭で必要なものを追加しましょう。

| 品名                      | 品名                             |
|-------------------------|--------------------------------|
| 紙おむつ、おしり拭き              | ほ乳瓶またはコップ（ほ乳瓶を洗い、消毒して使用する）     |
| 乳幼児の衣類、タオル類             | 計量カップ（正確を量るためのもの）              |
| 粉ミルク                    | やかんまたは鍋（煮沸を目的とした調理や消毒を目的とするもの） |
| 飲料水                     | 充電式のトング（消毒目的での使用を目的とするもの）      |
| 離乳食・子供用のおやつ             | カセットコンロ、カセットボンベ                |
| （食物アレルギーのある方は対応するものを準備） |                                |

相模原市保健所

市ホームページ（乳幼児のいる家庭でできる災害対策）

課題 7-1 被災者（世帯）への対応

【今回の対応における問題点等】

- ・国の被災者（世帯）に対する支援制度は、一定の規模以上の災害でなければ対象とならないことから、小災害見舞金を支給するにとどまった。
- ・必要な支援や罹災証明の発行について、迅速かつ適切な情報提供ができなかった。

【対応方針】

- ・罹災世帯に対する支援については、被災者支援制度に係る国や県の動向を注視しながら、今後、市として実施すべき必要な対策を検討する。
- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した情報提供について検討する。
- ・迅速かつ適切な情報提供を行うため、庁内における情報集約の新たな仕組みを作る。

【具体的な対応策】

被災者支援制度に係る取組

被災者（罹災世帯）に対する支援については、引き続き、被災者支援制度に係る国や県の動向を注視するとともに、雪による被害などの状況に合わせて、実施すべき必要な対策を行います。

なお、2月の大雪を受けて実施した支援制度については、次のとおりです。

【平成26年2月の大雪による被災農業者への支援対策について】

目 的

平成26年2月の大雪による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農業用ハウス、畜舎などの復旧等の経費を支援

対象者及び内容

被災施設の復旧等又は倒壊したハウス等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする市内農業の中心的な担い手である認定農業者などに対して、農業用ハウス等の再建、修繕に係る経費及び農業用ハウス等の再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に係る経費を支援



## 市ホームページの掲載等

支援や罹災証明の発行等に係る情報については、市ホームページに掲載するとともに、コールセンターへの問い合わせに対応するため、コールセンターのFAQを作成します。

## 庁内の情報集約

15ページ記載のとおり、市ホームページのトップページ等への効率的な掲出など、市民等への情報提供を考慮し、情報集約のために庁内で使用する様式の新たに定めることや「災害情報共有システム」を活用した市民生活に必要な情報等の集約を進めるとともに、庁内での速やかな共有を図ります。 15ページ参照

## 課題7-2 避難を希望する者（世帯）への支援

### 【今回の対応における問題点等】

- ・ 消防局（津久井消防署）により自ら避難ができない高齢者を、除雪が完了した場所まで搬送支援（佐野川地内（登里地区））を実施したが、救助を要する者ではない者への支援が多発した場合、消防局での対応が困難となる。
- ・ 雪崩のおそれ等により避難を要する者に対し、市で避難場所を提供するという対策を実施した（市ホームページやひばり放送などで広報を実施した）。

### 【対応方針】

- ・ 自主防災組織、消防団による支援活動の仕組みを充実する。
- ・ 避難を希望する者への支援体制について新たな仕組みを検討する。
- ・ 必要に応じて「臨時避難所」を設置する。

2月22日から3月3日までの間、雪崩等による自主避難場所として準備した避難施設をいう。

### 【具体的な対応策】

## 自主防災組織等による支援活動

34～35ページ記載のとおり、自主防災組織による支援活動について協力を要請し、降積雪の状況等により、自主防災組織の協力が困難な場合は、消防局はもとより、地元消防団の活動により支援を行います。 34～35ページ参照

## 臨時避難所の設置（開設）

2月の大雪の際に臨時避難所を開設し、6月報告書公表時すでに取組済み。

引き続き、状況に応じて公共施設を「臨時避難所(自主避難場所)」として開設します。

2月の大雪対応では、城山総合事務所、津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所、藤野中央公民館、藤野農村環境改善センターを開設しました。

### 課題 7-3 通学路の確保

#### 【今回の対応における問題点等】

- ・歩道等に多くの残雪があり、通学に支障があった。
- ・残雪により藤野地区のスクールバス等の運行再開に遅れが生じ、影響のあった学校がしばらく休校となった。

#### 【対応方針】

- ・通学路の安全確保に向け、地域・P T A・学校・教育委員会などの協力体制を強化する。
- ・早期学校再開に向け、スクールバスの代替手段などを含め、児童生徒の安全・安心な通学手段の確保に向けた検討を行う。

#### 【具体的な対応策】

#### 通学路の確保への取組

2月の大雪に際しても、子どもの安全・安心の確保に向け、学校・P T A・地域による通学路の除雪や登下校時の見守り活動がなされましたが、公助による対策には限界があることから、更なる地域における安全・安心な通学環境の確保に向け、平常時から地域、P T A、学校及び教育委員会において連携を深めることにより、大雪時の協力体制の強化を図っていきます。

#### 【具体的な取組】

- ・大雪時の協力体制について、小・中学校長会や市立小中学校P T A連絡協議会と協議・検討を行います。
- ・市自治会連合会等を通じて、地域情報誌等を通じた啓発を実施するなど、通学路の安全確保に向けた協力について地域住民へ働きかけを行います。

- ・教育委員会と学校間における適時性を得た情報の受発信の仕組作りと学校の防災対応力の向上に向けた研修会などの実施について検討を行います。

#### 課題 7-4 雪崩への警戒

##### 【今回の対応における問題点等】

- ・警戒に当たり、土木部、消防局により、雪崩パトロールを実施するとともに、ひばり放送や防災メールにて雪崩や落雪への注意喚起を行ったが、危険箇所の把握や効果的な周知に苦慮した。
- ・ひばり放送、防災メール、ツイッターなどにより、雪崩・落雪への警戒、雪による事故や混乱防止を促したが、必ずしも効果的な注意喚起とはならなかった可能性がある。

##### 【対応方針】

- ・関係機関と連携した雪崩パトロールを実施する。
- ・孤立するおそれのある地区を含め、市民から情報を収集する体制を整える。
- ・降雪前の注意喚起も含め、降積雪時における注意喚起の実施手段、実施時期、広報内容等を見直す。
- ・市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用した広報について検討する。

##### 【具体的な対応策】

#### 雪崩パトロール及び緊急道路パトロールの実施

平成26年2月24日～28日に、土木部にて道路への落雪について緊急道路パトロールを実施した記録を基に、危険箇所について共通認識を持つとともに、引き続き、必要に応じて消防局による積雪後の雪崩パトロールや土木部による道路への落雪について緊急道路パトロール等を行います。

#### 孤立対策推進地区との連絡体制の充実

32～33ページ記載のとおり、単位自主防災隊と孤立対策推進地区との連絡体制の充実については、孤立対策推進地区における防災訓練等を通じて、孤立対策推進地区からの情報発信する仕組みの見直しを進めます。 32～33ページ参照

## ひばり放送等各種媒体を活用した注意喚起の実施

13～14ページ記載のとおり、降積雪に対する注意喚起（警戒）については、市ホームページや防災メールに加え、あらゆる媒体を活用します。特にひばり放送については、各地域の状況を勘案した放送を行います。 13～14ページ参照

## あらゆる媒体を活用した広報

16ページ記載のとおり、ひばり放送による情報提供のほか、市ホームページや防災メールによる情報提供等を行います。 16ページ参照

### 3 まとめ（報告書の取扱いと今後の取組）

---

今後、市では、本報告書で明らかにした具体的な対応策に基づき、大雪（降積雪）に対する対応を実施します。

なお、引き続き、市自治会連合会をはじめ、防災関係機関等と調整が必要な課題については、継続的に対応策の検討に取り組むとともに、今後の発生する災害（大雪）の経験や教訓を、市民や防災関係機関と共有しつつ、今後の対策に生かして「災害に強いまちづくり」をさらに推進していきます。